

審議会等の会議の公開に関する指針

平成13年3月23日決定

平成17年3月25日改正

平成18年12月1日改正

第1 目的

この指針は、鹿児島県情報公開条例（平成12年鹿児島県条例第113号。以下「条例」という。）第25条の規定に基づき、審議会等の会議の公開に関する基本方針を定めてその審議の状況を明らかにすることにより、県民の県政に対する理解と信頼を確保し、県民参加による公正で開かれた県政を一層推進することを目的とする。

第2 対象とする審議会等

この指針において「審議会等」とは、附属機関その他これに類するものをいう。

第3 公開の基準

審議会等は、原則としてその会議を公開するものとする。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。

- (1) 条例第7条各号の不開示情報が含まれる事項について審議、審査、調査等を行う会議を開催する場合
- (2) 会議を公開することにより、当該会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

第4 公開・非公開の決定

- (1) 審議会等は、第3に定める公開の基準に基づき、会議の公開・非公開の決定を行うものとする。

なお、公開の会議中において、会議を非公開とすべきであると認められるに至ったときは、審議会等は会議を非公開とすることができるものとする。

- (2) 審議会等は、会議の審議事項に非公開とする事項とそれ以外の事項がある場合において、審議を分割して行うことができると認められるときは、非公開の事項に係る部分を除いて、会議を公開するよう努めるものとする。

第5 公開の方法

- (1) 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行い、会場には一定の傍聴席を設けるものとする。
- (2) 審議会等の長は、会議を円滑に運営するため、会場の秩序維持に努めるものとする。
- (3) 審議会等は、報道機関の取材活動に対して十分配慮するものとする。

第6 会議開催の周知

審議会等は、会議を開催するに当たっては、原則として当該会議の開催日の1週間前までに、次の事項（非公開の会議を開催する場合は、(5)及び(6)を除く。）を記載した案内を情報公開総合窓口（県政情報センター）に掲示するとともに、報道機関へその情報を提供し、インターネットを利用して県ホームページに掲載するものとする。

ただし、緊急に会議を開催する必要があると認められるときは、この限りでない。

- (1) 開催日時
- (2) 場所
- (3) 議題
- (4) 公開・非公開の別
- (5) 傍聴者の定員
- (6) 傍聴手続
- (7) 問い合わせ先
- (8) その他必要な事項

第7 会議の結果等の公表

審議会等は、原則として当該会議の開催後1週間以内に次の事項（非公開の会議を開催した場合は、(5)を除く。）を記載した会議の結果等に関する資料を情報公開総合窓口（県政情報センター）に掲示するとともに、インターネットを利用して県ホームページに掲載するものとする。

- (1) 開催日時
- (2) 場所
- (3) 出席委員
- (4) 公開・非公開の別
- (5) 傍聴者数
- (6) 議題
- (7) 審議結果等の概要
- (8) 問い合わせ先
- (9) その他必要な事項

第8 その他

- (1) この指針は、平成13年4月1日以降に開催される審議会等の会議から適用するものとする。
- (2) 改正後の指針の規定は、平成17年4月1日以降に開催される審議会等の会議から適用するものとする。